

家畜衛生情報

第 149 号
令和 2 年 4 月

石狩地区家畜自衛防疫推進協議会・北海道石狩家畜保健衛生所

話題

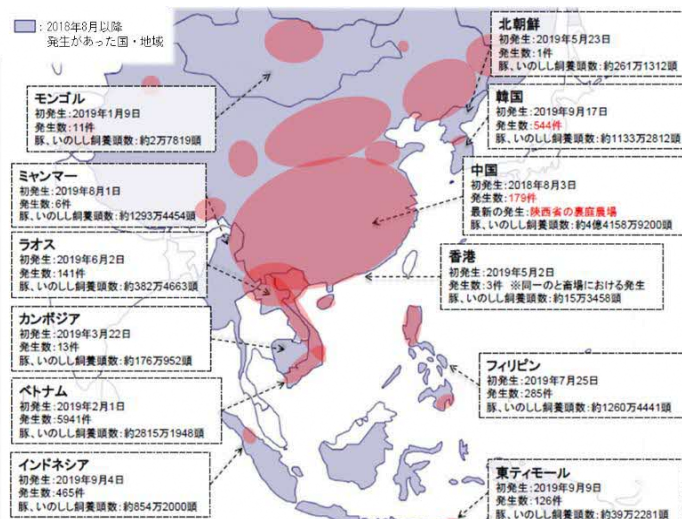
- 1 豚熱、アフリカ豚熱の発生状況について
- 2 飼養衛生管理基準の改正
- 3 海外悪性伝染病の発生状況について
- 4 定期報告書の提出について
- 5 輸移入家畜の導入計画及び移入家畜導入計画書の提出について
- 6 使用料及び手数料の変更について
- 7 令和 2 年度家畜伝染病予防事業計画
- 8 ヨーネ病自主検査日程・留意事項について
- 9 北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領の一部改正
- 10 着任挨拶、職員配置、緊急連絡先



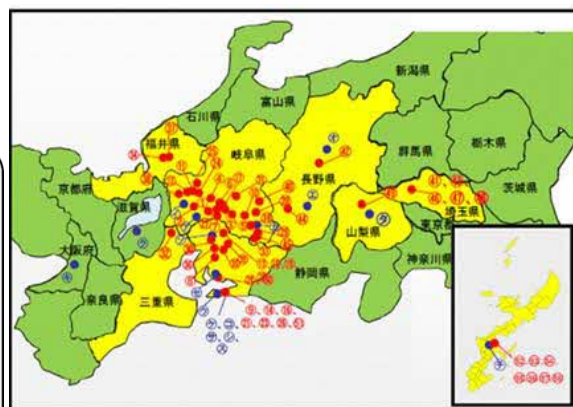
1 豚熱、アフリカ豚熱の発生状況について

豚熱は平成 30 年 9 月に国内では 26 年ぶりとなる発生が確認されて以降、令和 2 年（2020 年）4 月 14 日現在、58 事例の発生が報告されており、豚・いのしし約 16 万 6 千頭が殺処分されました。本州では予防的ワクチンの接種が開始された令和元年秋以降、新たな発生は概ね抑えられています。しかし、野生いのししからの豚熱ウイルスの検出は続いており、令和 2 年 1 月～3 月にかけて沖縄県の養豚場で本病の発生がありました。また、周辺諸国ではアフリカ豚熱の発生が続いています。北海道においても豚熱・アフリカ豚熱がいつ発生してもおかしくない状況が続いています。

毎日の健康観察を行い、異常が見られたら速やかに家保へご連絡をお願いします。



＜アフリカ豚熱の周辺諸国発生状況＞



数字：発生農場 <豚熱の国内発生状況>
カタカナ：関連農場・施設
出典：農林水産省

異常を発見したら直ちに通報してください!!

両者とも特徴的な病変が無く、気がつきにくい疾病です!!
発熱、食欲不振、便秘・下痢・血便、結膜炎、うすくまり、ひね、流死産、皮下出血による紫斑(耳翼・下腹部・四肢など)、突然死

豚熱



耳翼の紫斑



元気がない

写真提供：岐阜県

アフリカ豚熱



死亡

写真提供：動物衛生研究部門

2 飼養衛生管理基準の改正

豚熱の国内発生事例の疫学調査結果、アフリカ豚熱の海外からの侵入リスクを踏まえ、飼養衛生管理基準が令和2年（2020年）7月1日に改正されます。飼養衛生管理マニュアルの作成（No.3）、食品循環資源の処理条件の強化（No.21）、野生動物対策の強化（No.23・29・31）等、大幅に厳格化されます。より具体的な内容（マニュアルのひな型等）については今後発表される予定ですので、順次お知らせさせていただきます。

●豚及びいのしの飼養衛生管理基準（令和2年7月1日施行）の概要

区分	対象	No.	事項
基本事項	人	1	家畜の所有者の責務
		2	家畜防疫に関する最新情報の把握及び実践（把握だけでなく実践を追加）
		3	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底 ※2
		4	記録の作成及び保管（獣医師からの指導内容の記録を追加）
		5	通報ルールの作成等
		6	獣医師等の健康管理指導 （指導を受けるべき農場を大規模農場から全農場に拡大）
		7	家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備 （病原体に汚染された地域（大臣指定地域）に指定された場合に備えること）
	飼養環境	8	衛生管理区域設定（区域の設定条件の厳格化）
		9	放牧制限の準備（畜舎の確保等） ※2
		10	埋却等の準備
		11	愛玩動物の飼養禁止（衛生管理区域内で猫等を飼養しないこと）
病原体の侵入防止	家畜	12	密飼いの防止
		13	衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限
	人	14	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 （措置の対象者に大臣指定地域に立ち入った者を追加）
		15	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		16	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 （交差汚染しないよう更衣場所を一方通行にすること等を追加）
	物品	17	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（車両フロアマットの消毒等を追加）
		18	他の畜産関係施設等で使用した物品を飼養衛生管理区域に持ち込む際の措置
		19	海外で使用した衣服等を飼養衛生管理区域に持ち込む際の措置
		20	飲用水の給与
		21	処理済みの飼料の利用（加熱処理条件を90℃、60分以上に強化） ※2
		22	安全な資材の利用（飼料・敷料等；大臣指定地域由来の資材に限る項目）
野生動物	23	衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置等） ※1	
衛生状態の確保	家畜	24	家畜を導入する際の健康観察等
		25	畜舎に立ち入る者の手指消毒等
	人	26	畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用（大臣指定地域に限る項目）
		27	器具の定期的な清掃又は消毒等
	物品	28	畜舎外での病原体による汚染防止（大臣指定地域に限る項目）
		29	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置（豚舎だけでなく堆肥舎等も対象） ※1
	野生動物	30	給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
		31	ねずみ及び害虫の駆除
	飼養環境	32	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
		33	畜舎等施設の清掃及び消毒
	病原体の散逸防止	家畜	34
35			衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
人		36	衛生管理区域から退出する車両の消毒
		37	衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
物品		38	家畜の出荷又は移動時の健康観察
		39	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
		40	特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

■：新規事項、■：従来の事項を厳格化、※1：令和2年11月1日施行、※2：令和3年4月1日施行

3 海外悪性伝染病の発生状況について

(1) タイにおけるアフリカ馬疫の発生について

アフリカ馬疫はヌカカなどの吸血昆虫が媒介するウマ科動物の家畜伝染病です。アフリカ大陸を常在地とし、タイでの発生は初となります。これまで 62 頭が発症し、うち 42 頭が死亡しました。侵入経路は現在のところ不明であるため今後の情報に注意する必要があります。なお、タイと日本の間では、現在、有効な馬の輸入家畜衛生条件はないため、タイから馬が輸入されることはありません。

「症状」

- 肺型：重度の肺炎を呈して 95%以上の致死率を示す。
- 浮腫・心臓型：発熱の後に眼上窩など各所に浮腫が広がり 50%が死に至る。

「対策」

- 吸血昆虫の防除（感染には吸血昆虫の吸血が必須）
- 有効なワクチン・治療法はなく、発生した際には早期の摘発・とう汰が重要

(2) 国内における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況

令和 1 年度はいずれも国内での発生はみられませんでした。海外では散発的に発生しています。関係者の皆様には、引き続き警戒をお願いします。

4 定期報告書の提出について

家畜伝染病予防法第 12 条の 4 により、家畜の所有者は、飼養衛生管理基準を遵守し、毎年、家畜の飼養状況について、定期報告書により管轄の都道府県知事へ報告することとなっています。

令和 2 年（2020 年）2 月 1 日現在の飼養状況について、すでに多くの方からご報告をいただいておりますが、まだ報告されていない場合は、定期報告書のご提出をお願いします。

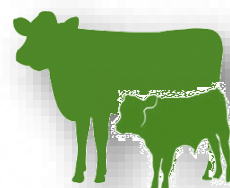
飼養する家畜の種類	報告期日
牛、水牛、鹿、めん羊、 山羊、豚、いのしし	令和2年(2020年) 4月15日
鶏、あひる、うずら、きじ、 ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう	令和2年(2020年) 6月15日

5 輸移入家畜の導入計画及び

移入家畜導入計画書の提出について

北海道では、家畜を海外から輸入、道外から移入する場合、「輸移入家畜の着地検査要領」に基づき、輸移入家畜による伝染性疾患の侵入を未然に防止するため、着地検査を実施しています。

原則として、輸移入家畜は動物検疫所における検疫終了後、農場に到着してから 3 か月、移入家畜は農場に到着してから 3 週間の隔離飼養及び健康観察をするとともに、輸移入家畜に異状が認められた場合のほか、必要に応じて細密検査を実施しますので、家畜を海外もしくは道外から導入する計画のある方は、あらかじめ次年度の 1 年間の家畜の導入計画について前年度の 3 月末までに当所へ提出し、道外から移入する方は農場に到着する 2 週間前までに移入家畜導入計画書の提出も忘れずに行ってください（様式は当所 HP に掲載しています）。



6 使用料及び手数料の変更について

以下のとおり変更となりました。「豚熱予防液の注射」が新設されました。

改正月日：令和2年（2020年）4月1日

○ 北海道家畜保健衛生所条例等 （病性検定使用料・手数料）

設定項目	改正前	改正単価
病性検定使用料		
器具・機械使用	620	860
保冷保管庫使用	600	600
病性検定手数料		
病理解剖検査	3,530	4,580
鏡検	770	770
一般培養	1,020	1,120
特殊培養	3,050	3,380
一般血清反応検査	780	780
特殊血清反応検査	3,060	3,070
病理組織学的検査	1,800	2,520
一般理化学的検査	1,290	1,300
特殊理化学的検査	2,830	3,160
特殊遺伝子学的検査	5,770	5,950
総合病性検定	6,560	7,430
総合病性検定（病理解剖検査を伴う）	6,560	8,520
特殊血清・遺伝子学的検査	3,800	4,010
証明書	500	500
特別診断（100km未満）	5,680	5,670
特別診断（100km以上）	12,490	11,340
焼却	24,730	24,550

○ 北海道農政部手数料条例（家畜伝染病予防法関係）

設定項目	改正前	改正単価
家畜等検査手数料		
牛の結核病の検査	290	290
牛のブルセラ病の検査	320	330
牛のヨーネ病の検査	520	530
牛の伝達性海綿状脳症の検査	7,400	7,400
馬伝染性貧血の検査	660	660
馬伝染性子宮炎の検査（血清反応検査）	400	400
馬伝染性子宮炎の検査（細菌培養検査）	1,810	1,810
豚のトキソプラズマ病の検査	430	430
家さんサルモネラ感染症（口ひな白痢に限る）の検査	60	60
腐蝕病の検査	170	170
寄生虫病の検査	280	280
家畜注射手数料		
流行性脳炎予防液の注射（馬の基礎免疫の注射）	460	470
流行性脳炎予防液の注射（馬の補強注射）	340	340
流行性脳炎予防液の注射（豚の基礎免疫の注射又は補強注射）	410	410
牛のイバラキ病予防液の注射	290	290
牛の牛流行熱予防液の注射	290	290
牛伝染性鼻気管炎予防の注射	250	250
牛の牛ウイルス性下痢・粘膜病予防液の注射	470	470
炭疽予防液の注射	240	240
炭疽血清の注射	1,250	1,250
豚熱予防液の注射（新設）		410
ニューカッスル病予防液の注射	30	30
牛、豚、めん羊又は山羊の気腫疽予防注射	240	240
牛、馬、豚、めん羊又は山羊に係る証明書の交付	150	150
鶏、あひる、七面鳥、うずら又は蜜蜂に係る証明書の交付	150	150

○ 北海道農政部手数料条例 （薬事法関係）

設定項目	改正前	改正単価
動物用医薬品販売業許可申請手数料	30,160	28,070
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	12,360	11,390
動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	2,640	2,820
動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	3,770	3,950
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	8,300	8,480
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,640	2,820
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,770	3,950
動物用医薬品販売従事登録申請手数料	10,720	10,890
動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料	2,640	2,820
動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	3,770	3,950
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	30,160	28,070
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	12,360	11,390
動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	30,160	28,070
動物用再生医療等製品販売業許可更新手数料	12,360	11,390

○ 北海道農政部手数料条例 （家畜改良増殖法関係）

設定項目	改正前	改正単価
種畜証明書書換え交付手数料	810	810
種畜証明書再交付手数料	810	810
家畜人工授精師免許申請手数料	2,220	2,220
家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,860	1,860
家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,860	1,860
家畜人工授精所開設許可申請手数料	7,970	6,820

塗りつぶし：改正（又は新設）

7 令和2年度家畜伝染病予防検査事業計画

今年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査は次のとおりです。該当する市町村の飼養者及び関係機関の皆様には、安全かつ円滑な検査へのご協力をお願いします。

対象疾病	対象家畜	検査対象	当該市町村	検査予定時期
ヨーネ病	乳用牛	生後24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛	千歳市	延期
			札幌市	7月
			恵庭市	11月
			石狩市	10・11月
	肉用牛	生後24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛	千歳市	延期
			石狩市	10・11月
種雄牛	種付けの用に供する雄牛	北広島市	5月	
腐蛆病	蜜蜂	定飼及び転飼している全蜂群	管内一円	7月～9月

なお、新型コロナウイルス対策の関係で、検査予定時期を変更する場合がありますので、ご理解をお願いします。

8 ヨーネ病自主検査日程・留意事項について

今年度は右表の日程のとおり実施しますので、期日までに検体の搬入をお願いします。共進会の衛生条件に含まれるヨーネ病検査もこの日程で実施します。この日程に合わせられない場合には、事前に共進会の開催要領等の衛生条件が記載されたものを送付の上、御相談ください。

●留意事項

- ・採血時に生後6か月齢以上であることを必ず確認してください。
- ・検査を依頼するときは、書類等は材料と一緒に提出して下さい。
- ・牛の個体識別番号、採材年月日、採材獣医師名を記載したものを同封してください。

・病性検定の手数料は「特殊血清・遺伝子学的検査」が該当します。

*手数料が変更されました。従前：3,800円/頭 → 令和2年度：4,010円/頭

*ヨーネ病防疫推進のための自主検査事業における助成金も変更され、今年度は2,000円/頭になります。

- ・申請書に北海道収入証紙を貼付し、遅滞なく提出してください。

検体受付締切日	検査実施予定日	採血期間
5月15日(金)	5月19日(火)	5月9日～5月15日
6月12日(金)	6月15日(月)	6月6日～6月12日
7月10日(金)	7月13日(月)	7月4日～7月10日
8月14日(金)	8月17日(月)	8月8日～8月14日
9月15日(火)	9月16日(水)	9月9日～9月15日
10月16日(金)	10月19日(月)	10月10日～10月16日
11月13日(金)	11月16日(月)	11月7日～11月13日
12月11日(金)	12月14日(月)	12月5日～12月11日
1月15日(金)	1月18日(月)	1月9日～1月15日
2月12日(金)	2月15日(月)	2月6日～2月12日
2月26日(金)	3月1日(月)	2月20日～2月26日

9 北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領の一部改正

令和2年4月10日付けで北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領の一部が改正されました。概要としては、オーエスキー病検査体制が見直され、エライザ法やラテックス凝集反応によるスクリーニング検査で陽性となった場合、従前は確定検査である中和試験を動物衛生研究部門に依頼していましたが、今後は家畜保健衛生所で実施することになり、結果判明までの日数短縮が見込まれます。

10 着任挨拶、職員配置、緊急連絡先

○指導課長 伊藤 史恵（いとう ふみえ）



上川家保から異動してまいりました伊藤史恵と申します。石狩管内は初めてですので、ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、関係者の皆様の御協力をいただきながら管内の家畜衛生と畜産業の振興のため業務を進めて参りたいと考えております。ご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（病性鑑定） 末永 敬徳（すえなが たかのり）



釧路家畜保健衛生所より着任しました、末永と申します。今までに宗谷（浜頓別町）、釧路（釧路市）と、牛の多い地域を異動してきましたが、鶏や豚、さらには人の多い地域は初めてとなります。病性鑑定家保も初めであり、初めてづくしではありますが、精一杯尽力いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

○指導専門員 齊藤 真里子（さいとう まりこ）



この4月に日高家保から参りました齊藤と申します。石狩家保での勤務は初めてで、病性鑑定課は、十勝家保以来7年振りとなります。早く慣れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○専門員 中谷 敦子（なかたに あつこ）



十勝家保から着任しました中谷と申します。平成23年に入庁以降、日高家保、十勝家保で勤務してきました。石狩家保での勤務経験はありませんが、大学6年間を札幌市で過ごしたため、思い出深い土地です。これまで指導課の経験はなく、不慣れなこともあるかと思いますが、なるべく早く仕事を覚えていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

◎職員配置図・緊急連絡先

北海道石狩家畜保健衛生所		〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地	
TEL：011-851-4779		FAX：011-851-4780	
夜間・休日（緊急時）：011-231-4111（石狩振興局 代表）			
電子メール：ishi-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp			
所長	小田 茂樹		
次長	小岸 憲正		
指導課長	伊藤 史恵	予防課長	岸 昌生
主査（動物薬事・安全）	枝松 弘樹	主査（危機管理）	榑原 伸一
専門員	中谷 敦子	指導専門員	木川 理
ホームページでも情報を発信しています：「石狩家畜」で検索！ http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm		病性鑑定課長	尾宇江 康啓
		主査（病性鑑定）	末永 敬徳
		指導専門員	齊藤 真里子
		専門員	羽田 浩昭
		専門員	和田 好洋

◆異動情報◆

転入者	(旧所属)
指導課長 伊藤 史恵	上川家保
主査（病性鑑定） 末永 敬徳	釧路家保
指導専門員 齊藤 真里子	日高家保
専門員 中谷 敦子	十勝家保

転出者	(新所属)
予防課長 小川 英仁	釧路家保
主査（危機管理） 藤井 誠一	日高家保
指導専門員 内田 桐子	空知家保
専門員 上野 拓	網走家保

所内異動	(旧所属)
予防課 岸 昌生	指導課
予防課 榑原 伸一	病性鑑定課

大変お世話になりました。